

令和2年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和2年9月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和2年9月9日	9時28分	議長	坂口久信	
	散会	令和2年9月9日	13時40分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	1番	山口一生	2番	西田辰実	3番	松崎近
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	浦川豊喜	副町長	每原哲也
	副町長	松尾雅晴	農林水産課長	川島安人	教育長	西村正史
	教育長	田中照海	税務課長	安西勉	総務課長	西村芳幸
	総務課長	西村正史	建設課長	田崎一朗	財政課長	津岡徳康
	財政課長	西村芳幸	会計管理者	山崎浩二	企画商工課長	野田初美
	企画商工課長	津岡徳康	学校教育課長	中川博文	町民福祉課長	
	町民福祉課長	野田初美	社会教育課長	萩原昭彦	健康増進課長	
	健康増進課長		太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年9月9日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和2年太良町議会9月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 待永るい子	<p>1. 豪雨災害対策について</p> <p>太良町に於いても今年7月豪雨災害があり、町民の皆さんは不安や恐怖の思いを強くされています。この豪雨災害について問う。</p> <p>(1) 町内災害状況について</p> <p>(2) 災害訓練について</p> <p>(3) 河川の管理状況について</p> <p>(4) 避難所の利用状況について</p> <p>(5) 今後の豪雨対策について</p>	町 長
		<p>2. 特定健診やがん検診について</p> <p>毎年、健診（検診）の時期がきますが、健診（検診）率がなかなか上昇しません。自分の為と解っていても受診出来ない人が多い現状です。しかし私達は町民の皆さんの健康を守る責任があります。この健診（検診）について問う。</p> <p>(1) 現在、何種類の健診（検診）が行なわれているのか</p> <p>(2) 平成29年、30年、31年の健診（検診）状況について</p> <p>(3) コロナウイルス拡大の状況下での健診（検診）にどう取り組むのか</p> <p>(4) 健診（検診）率上昇への対策について</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	6番 竹下 泰信	<p>1. 災害防止対策の取組み状況について</p> <p>本町では令和2年3月に、太良町ハザードマップから防災マップに改定され、風水害や地震に関する情報を提供し、災害に対して事前の備えに役立たせることに加え、町民の防災意識と隣保協同の精神を養い、高めることとなっている。</p> <p>しかし、今回7月上旬に降り続いた豪雨により多良川や嫁川等で氾濫が発生し、古賀、栄町地区などを中心に、多くの宅地で床上浸水や床下浸水が発生したところである。</p> <p>また、道路、河川、農林漁業関係など多大な被害も発生している状況である。</p> <p>被害の概要は、8月20日現在の本町の資料によると、建設課所管で約9億5千万円、農林水産課所管で約1億9千万円、環境水道課所管で約1,800万円の被害をもたらし、罹災証明書発行数は67件となっている。</p> <p>本町ではコロナ禍の下で対応に追われる中、上記のとおり甚大な被害が発生したことで、以下のとおり質問する。</p> <p>(1) 今回のハザードマップから防災マップへ改定されたが、この主な目的と改定内容はどうなっているのか</p> <p>(2) 7月上旬に降り続いた豪雨で多良川と嫁川等に氾濫が発生したが、発生場所とその復旧予定はどうなっているのか</p> <p>(3) 防災無線の放送内容が風雨の騒音により聞こえない世帯が多い。防災無線受信機を各戸別に計画的に設置したらどうか</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	6番 竹下 泰信	<p>(4) 佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀DCAT）の活動内容と本町との関わりはどうか</p> <p>(5) 災害時における高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者の適切な支援体制の構築は如何か</p>	町 長
3	2番 西田 辰実	<p>1. 災害時の避難所対策及び避難所の確保について</p> <p>7月6日の豪雨で、「大雨特別警報」が発令された。今回はコロナ対策も含めて避難所での対応等で混乱が見受けられた。太良町での避難所の在り方について質問する。</p> <p>(1) 町内の避難所開設の基準について</p> <p>(2) 避難所情報の周知について</p> <p>(3) 避難所運営について</p>	町 長
4	7番 田川 浩	<p>1. 交通政策について</p> <p>来年4月のコミュニティバス本格運行に向けて、この10月より試験運行開始が予定されている。その内容と、今後の地域公共交通政策について問う。</p> <p>(1) 試験運行の概要について</p> <p>(2) 福祉バスの運行予定について</p> <p>(3) タクシー券など交通弱者支援策はどうか</p> <p>(4) 町内で新型コロナウイルス感染者を確認した場合の対応について</p>	町 長
		<p>2. 経済支援策について</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う町独自の支援策として、太良町旅館応援キャンペーン、太良町飲食店応援キャンペーン、</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	7番 田川 浩	太良町中小企業等事業継続支援金事業、太良町地域共通商品券給付事業などが実施されている。その内容と効果について問う。 (1) 支援策の財源内訳はどうなっているか (2) 各支援策の実施結果及び効果について (3) 今後、秋季、冬季に新型コロナウイルス感染症が流行した場合などには支援策はどうするか	町 長

午前9時28分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は6名であります。日程から見まして、本日は4番通告者、田川君の質問までで終わりたいと思います。

通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、待永さん、質問を許可します。

○5番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたしますが、質問の前に今年7月豪雨災害被害に遭われた方に対し心よりお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになった方に対しては、心より御冥福をお祈りいたします。

今回も、高齢者施設に入居中の方が被害に遭われました。動けない方たちが水かさが増える状況の中でどれほどの恐怖を味わわれたことだろうか考えると、人間の非力さを改めて突きつけられるようです。町内においても、被災された方がたくさんおられます。私たちはこの毎年のように起こる災害に対し、今まで以上に防災対策を考えていかねばなりません。

今回は、豪雨災害についてと特定健診やがん検診についての2点について質問をいたしま

す。

近年、思いも寄らぬ災害が増えてきました。私も、防災に対する一般質問は3回目になります。1回目は平成28年熊本地震後の6月議会、2回目は平成30年9月議会で河川についての質問をしております。そのときの会議録も参考にしながら質問を進めていきたいと思っております。

太良町においても今年7月豪雨災害があり、町民の皆さんは不安や恐怖の思いを強くされています。この豪雨災害について、1点目、町内の災害状況について、2点目、災害訓練について、3点目、河川の管理状況について、4点目、避難所の利用状況について、5点目、今後の豪雨対策について。

以上、5点について質問をいたします。

### ○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、豪雨災害対策についてお答えします。

まずもって、7月6日からの令和2年7月豪雨によって、町内各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生しました。被害を受けられた多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。

1番目の町内災害状況についてであります。建設課関係災害として412か所、概算事業費で9億5,280万円を見込んでおり、農業施設、農産物、林道、作業道及び漁港施設の農林水産関係の合計で1億8,806万8,000円の被害となっています。また、飲料水供給施設及び竹崎浄化センターの環境水道関係で1,830万円となっています。それと、罹災証明書の発行件数は67件であります。

2番目の災害訓練についてであります。小学校での社会科学習や高齢者短大時の防災講話など主に座学での研修を実施しておりますが、過去には大規模地震を想定した総合防災訓練を警察署と合同で実施しております。

今回の災害の教訓を踏まえ、豪雨時の確実な情報伝達と避難誘導及び避難所運営担当者の訓練の積み重ねが必要と考えております。

3番目の河川の管理状況についてであります。町内には佐賀県が管理する二級河川が17河川あります。総延長が約44.5キロメートルであります。その他の河川が太良町が管理する23河川で総延長が約26.7キロメートルであります。県管理河川につきましては、毎月1回業者委託により全河川をパトロールされており、町の管理河川につきましては職員でパトロールしている状況であります。

4番目の避難所の利用状況についてであります。7月6日から12日までの期間、避難所を開設しており、特に6日の午後5時30分にしおさい館、自然休養村管理センター、多良中学校体育館、太良高校体育館、大浦公民館、町民体育センターの6か所を開設しました。避難所ごとの利用者は、午後7時時点で、しおさい館193名、自然休養村管理センター30名、多良中学校体育館16名、太良高校体育館17名、大浦公民館12名、町民体育センターはゼロ、

合計で268名となっております。

5番目の今後の豪雨対策についてであります。早急な河川の災害復旧及びかさ上げ等の豪雨対策改修が必要であります。また、警戒情報として、佐賀県や気象台等関係機関との緊密な情報連携の下、気象情報、潮の干満、河川の水位情報等の災害情報の収集と併せ、警察、消防署等関係機関との連絡及び報告の迅速な対応が必要であります。そして、いわゆる空振りの事態を恐れず、基準に基づいて避難情報を発令することと、取るべき避難行動が分かるように伝達することが大切であります。空振りであっても被害がなければよかったと思えるような意識を醸成していくことが肝要であります。また、町民皆様は、自らの命は自らが守るという意識を再確認し、これらの情報が発令されなくても身の危険を感じる場合は屋内安全確保に努め、日頃から非常持ち出し品の備蓄や避難ルートの確認などを準備しておくことが大切であります。

次に、避難所の速やかな開設であります。対応職員の配置や備品等の調達、新型コロナウイルス感染症予防対策を考慮した避難者の誘導など、避難される方が不安感を抱かない配慮が必要であります。そして、今回の災害対策を教訓として、災害は毎年起こるものという認識の下に、太良町地域防災計画に基づいた災害予防対策や災害応急対策を実施してまいります。

以上でございます。

#### ○5番（待永るい子君）

28年6月議会で防災訓練について様々な角度から質問をいたしました。いざというときに防災訓練を身につけていれば、少しでも落ち着いて対処できるのではないかと。この訓練においては、回数と内容の両方が大切ではないでしょうか。住民の中からもリーダーを要請する必要があるのではないかと。質問に対し、災害時の地域防災活動については非常に重要である、県や関係機関が行われる場合には積極的に参加させたい旨の答弁がありました。29年、30年、令和元年は太良町から何人参加したのか、またどのような人たちが参加をしたのでしょうか。

#### ○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

地域防災リーダー養成研修ということで、29年度、30年度については参加しておりませんが、令和元年度に1名参加しております。身分は、役場職員の消防団員であります。さらに、同年度には過去のリーダーたちのフォローアップ研修ということで開催されており、過去の参加者の9名の方が参加されております。

以上です。

#### ○5番（待永るい子君）

同じく28年6月議会での町長答弁に、近年想定外の災害が増えている、平成28年度は各大

字単位で訓練などを正式にやって、細かい部分については年間計画を立てて訓練はやりましょうと消防団長と打合せをやっておるとありました。29年、30年、令和元年の大字単位の訓練はどうなったのか、また年間計画はどうなっているのでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

平成29年度、30年度、令和元年度、それぞれの年度で消防団の分団訓練として年1回行っております。なお、年間計画は、年度当初に消防団のほうで決定されます。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

町民の皆さんも訓練を繰り返すことで、町民さん自身も関心が強くなり、防災に強いまちづくりの推進が進むのではないかと考えます。

河川の管理状況についてお尋ねしたいと思います。

30年9月議会で、災害防止のためには清掃が大事ではないかとの私の質問に対し、町内の河川はほとんどが二級河川で県の管理となっているので、清掃については随時県のほうに要望しているとの答弁でした。30年は伐採5か所、しゅんせつ2河川の予定だと言われましたが、実行されたのでしょうか。また、今回氾濫が起きた多良川の清掃はどのような状況だったのでしょうか。

**○建設課長（田崎一朗君）**

お答えいたします。

今議員御案内の平成30年度の事業につきましては、計画どおり4,000万円ほどの予算で実施されております。それに、多良川も実際計画どおり実施されております。それと、平成31年度も6,000万円ほどの予算で護岸の整備、伐採、河道の掘削、河道の掘削とは議員が言われるしゅんせつのことですが、計画どおり実施されているようであります。令和2年度も、護岸の整備、伐採、河道掘削を5,000万円ほどの予算で計画しているようでございます。いずれにしましても、町内の河川の維持管理に5,000万円前後の予算を計上され実施されているようであります。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

それでは、ずっと予算をつけていただいているということで、次の質問は省きたいと思えます。

水位計について伺います。

水位計については、多良川に平成13年に設置、29年に糸岐川と伊福川に設置要望を出しているとのことでしたが、これについてはどうなったのか。また、ほかの河川についてはどのように考えておられますか。



**○建設課長（田崎一朗君）**

お答えいたします。

議員御案内のとおり、多良川は平成13年度に割烹ひさご横の歩道橋、下古賀橋と言いますが、そこに水位計が設置されております。伊福川においては、平成30年3月に伊福消防詰所前の玉川橋に設置されております。糸岐川におきましても、今年7月に町道の糸岐橋に水位計が設置されました。ほかの河川につきましても、河川の流域に家屋が密集する箇所がありますので、今後もそういった箇所の要望は続けていきたいと考えております。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

県の管理であっても町内の管理と同じように目配りをしながら、氾濫が起きないような方向での指導を要望したいと思います。

続きまして、避難所について伺いたいと思います。

30年の豪雨災害のときは、県の首長会議で、一つ、自治体の避難情報の出し方、一つ、住民の避難の実態の2つが課題として上げられましたが、今回はどうだったのでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

避難情報の発令につきましては、いわゆる空振りを恐れず発令基準に基づき発令できたと思っておりますが、発令の時刻に避難所開設に伴う職員配置の準備が遅れたこと、それと新型コロナウイルス感染症対策を施して受付を行う必要があったことで混乱を招いたことが課題と思っております。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

今後の課題ということで、今回避難所でのトラブルはなかったのでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

先ほどの答弁の受付時の混乱のほかにはこれといってトラブルはございませんが、避難者の方で体調不良者が出られたこと、それと駐車場で車中泊された方、この方たちの実数の把握ができなかったこと、これらが問題であります。

以上であります。

**○5番（待永るい子君）**

高齢者の方は、床に寝ることで起き上がるのに大変だったの意見がありました。私たち議員と行政の担当で白石町での防災訓練に参加をしましたが、そのときに段ボールベッドを使った訓練がありました。高齢者は、寝たり起きたりが大変になるとトイレに行く回数を減らすために水分を制限します。今の季節だと熱中症を引き起こす原因となります。今回この

段ボールベッドは使用できなかったのでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

段ボールベッドでございますけども、7月6日現在では準備不足で用意できておりませんでした。現在は10組ほど準備はできております。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

今回の豪雨災害での避難者は合計268名と聞きましたが、避難所での感染対策はどのようなことを実践されましたか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

避難所の感染症予防対策としましては、まず来所時の体温測定、健康状態を確認するための問診、手指消毒、マスクの着用の確認など、感染防止に必要な初動の対応を徹底いたしました。また、多くの避難者が来所された施設においては、密にならないように居室を分散するなど、できるだけ避難者間の距離が保てるような状況をつくるようにいたしました。

以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

町民の皆さんも、避難所行きの回数を重ねるたびに自分たちで用意できて、大きな荷物にならなくて持ち運びが簡単なものを用意しようとの思いを強くされております。行政としても、今までのやり方ではなく、少しでも町民の皆さんが安心して避難できる場所としての体制をつくっていただきたいと思っております。

千葉県野田市では、避難所の感染対策に段ボール間仕切りをワンセット4,300円を2,100セット購入されております。今後は、ウイズコロナということで、今までの全ての場面での感染的対策が求められます。段ボール間仕切りや段ボールベッドのさらなる備蓄を要望したいと思っております。

避難してきた住民の皆さんは、不安で体調を崩しやすいと考えられます。健康状態を把握するような保健師の対応はできたのでしょうか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

避難所においては、職員が約1時間置きに避難所の巡回を行っております。避難者への声かけによる健康状態の確認、室温の確認など、避難者の状態把握に努めるようにいたしました。今回の豪雨災害においては、特にしおさい館への避難者が多く、一部の方に体調不良等の訴えがあったと報告を受けております。保健師の対応といたしましては、症状や治療、内服の有無の確認、体温、血圧測定などを実施しまして、その後の対応の検討などを行ってお

ります。

以上でございます。

#### ○5番（待永るい子君）

不安な住民の皆さんが少しでも安心できるような避難所対策をお願いしたいと思います。

28年に私が質問したときは、福祉避難所は太良町で1か所でした。国の方針では、小学校区に1つが望ましいとあります。同じく28年に福祉避難所について質問したときに、福祉避難所は介護や医療の相談のできる場所を確保できバリアフリーの整った施設となっているので、今後は民間の施設なども含めて要件を満たす施設について検討していきたいとの町長答弁がありましたが、これについては現在どうなっていますか。

#### ○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

福祉避難所でございますが、小学校区に1つという国の方針でございますので、そのように認識をしております。前回の答弁でございますが、大浦地区で民間施設でという、そういう要件を満たす施設がなかなか見当たりませんでしたけれども、その後佐賀県の担当者と相談した結果、大浦公民館において要件を合致させるべきではないかという回答を得ております。今後、福祉避難所としての要件の整備に向けて大浦公民館を整備してまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○5番（待永るい子君）

今後は、避難所対策としてホテルや旅館の利用も必要かと思えます。宿泊施設としては整っているわけですから、新しく避難所を作るよりは民間の施設を利用しながら町民さんには快適さを、行政は安心を、そして宿泊施設はビジネスとしてそれぞれがいい方向に向かえるような対策また部落の公民館などを開放するというような、そのようなことも検討していたらと思います。

今後の対策について伺います。

災害から避難するためには正しい情報伝達が必要です。災害時の避難指示と避難勧告が一本化されました。今後は、避難勧告がなくなり、避難指示になります。命を守る呼びかけですから、単純明快で分かりやすく伝わらなくてはなりません。全ての町民の皆さんが正確な情報を受け取るために、29年に戸別受信機の質問をいたしました。様々な原因が重なると防災無線は聞こえづらい、豪雨のときは窓を閉めるからますます聞こえない。何を放送されているのか内容が分からないのでは、放送をする意味がありません。そこで、各家庭に戸別受信機の設置を要望いたしました。

ちなみに隣の鹿島市は、不要だよと言われた方以外、全戸に戸別受信機を設置されております。そのときの答弁は、現在使用中の防災無線は設置した当初から13年経過しており、耐

用年数は15年ほどなのでもうすぐ更新のときが来ます。その更新時に考えますとのことでした。そろそろ更新時が来ますが、戸別受信機を全戸に設置することについて担当課はどのように考えておられますか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

平成29年の質問に対する答弁で、確かに現時点では予定はないけれど、防災無線の更新時期が来たときに考えますということで答弁をいたしておりますが、令和3年度、来年度でございますが、現防災無線の機種を更新を予定をしておりますので、全戸に対応できるような機種の更新について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

確認をいたします。

全戸への設置へ向けて検討すると受け取っていいのですね。

**○町長（永淵孝幸君）**

お答えします。

先ほどの避難所の件を含めまして、行政防災無線、そこは無線は全戸にと。そして、避難所については、先ほど議員が御案内のとおりもっと町の施設だけじゃなくて災害災害に応じた避難所を確保しなきゃいけないというようなことで、旅館組合また飲食店組合等、いろいろそういう大きな施設を持っておられる団体あたりと協議を重ねながら指定避難所としてお願いしてまいりたいというようなことも考えております。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

では、災害救助法の内容について伺います。

災害救助法は、どのようなときに申請できるのか、また対象となればどのような補助を受けられるのでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

災害救助法の内容につきましてでございますが、目的でございますが、国が地方公共団体、日赤、その他の団体及び国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、被災者の生活、秩序の保全を図っております。実施体制でございますが、都道府県が現に救助を必要とする者に行うということでございます。救助の種類でございますが、避難所の設置、仮設住宅の供与、被災者の救出、飲料水の供給、被服、寝具、その他生活必需品の給与、住宅の応急修理、死体の捜索、処理ほかとなっております。適用基準でございますが、災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合ということで、太良町の場合は

40世帯以上の滅失という基準でございます。また、もう一つの基準が、多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合という基準がございます。

以上であります。

**○5番（待永るい子君）**

太良町としては、7月豪雨災害時に災害救助法の申請はされたのでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

住家等の被害の程度及び生命、身体への被害が生じ、多数の者が避難して継続的に救助を必要とするのかということの判断をいたし、申請しないこととしました。

以上であります。

**○5番（待永るい子君）**

それでは、太良町内の被災者に対し、国や赤十字からの見舞金はどうなるのでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

見舞金の制度はございませんが、一般社団法人のおもやいというところでございますが、支援金の提案がございまして、罹災証明の取得ができる世帯は申請できると聞き及んでおります。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

一般財団法人おもやいというのは、武雄市の災害専門ボランティアのグループではないかと認識をしております。災害に遭われた町民の方からも、本当に助かった、ありがたかったという言葉聞いております。

政府は、5月15日から7月31日までの大雨を激甚災害に指定をいたしました。これにより、河川や道路、公立学校、農業関連施設、社会教育施設、感染症予防などに対し、国庫補助が1割から2割引き上げられる財政支援を受けることができます。8月、町報での町長の言葉に、町では被害に遭われた皆様への対応や被害情報の把握に努めており、私たちのふるさとを再生、再建すべく全力を注ぐ覚悟です。一日も早く安心して元の生活を取り戻せるよう努力してまいりますとありました。道路とか橋とか生活していく環境も大事ですが、実際被災された住民さんは生活していくための補助金が今一番必要ではないかと考えます。太良町内での7月豪雨被災者に対し、町としては単独補助を考えているのでしょうか。考えているのなら、どのような内容でしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

本議会に太良町災害見舞金支給条例の案を提案しております。災害により被害を受けられた町民さんに対し、見舞金を支給して自立更生を助長するということを目的としてございます。見舞金の額でございますけれども、被災の程度に応じて次のように定めております。

全焼、全壊、大規模半壊等につきましては、1世帯当たり10万円に被災時の世帯員数に1万円を乗じて得た額を加えた額と。半焼、半壊、半流出につきましては、1世帯当たり5万円に被災時の世帯員数に5,000円を乗じて得た額を加えた額としております。準半壊、床上浸水につきましては1世帯当たり2万円、床下浸水につきましては1世帯当たり1万円、死亡者につきましては1人につき10万円、重傷者につきましては1人につき5万円という制度設計でございます。

なお、申請される方につきましては、住家の被害については罹災証明書、人身の被害の場合は医師の診断書を必要としてございます。

以上であります。

#### ○5番（待永るい子君）

7月豪雨災害も被害が出ましたが、その後台風9号や10号も追い打ちをかけるように私たちに不安や恐怖をもたらしました。最初にも述べましたように、今後はあらゆる自然災害がやってくることを前提に今までの防災対策を見直し、万全の態勢で町民の皆さんを守っていく施策を打ち出していきたいと思っております。

続きまして2点目、特定健診やがん検診についての質問に移ります。

毎年健診の時期が来ますが、健診率がなかなか上昇しません。自分のためと分かっているにもかかわらず、受診できない人が多い現状です。しかし、私たちは町民の皆さんの健康を守る責任があります。この健診について、1点目、現在何種類の健診が行われているのか、2点目、平成29年、30年、31年の健診状況について、3点目、コロナウイルス拡大の状況下での健診にどう取り組むのか、4点目、健診率上昇への対策について。

以上、4点について質問をいたします。

#### ○町長（永淵孝幸君）

2点目の特定健診やがん検診についてお答えいたします。

1番目の現在何種類の健診が行われているのかについてでございますが、特定健診をはじめとして、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がんの6種類のがん検診と、その他の健診を合わせて12種類の健診を行っております。

次に、2番目の平成29年、30年、31年度の健診状況についてでございますが、まず特定健診受診率の状況について、平成20年度の開始当初37.4%あった受診率は徐々に上昇しており、平成29年度が50.4%、平成30年度が51.5%、平成31年度が52.2%となっております。生活習慣病やメタボリックシンドロームに対する意識が広まってきていると思われ、今後も国が示しております60%達成に向けて受診率向上のためにさらなる取組が必要であると考えており

ます。

また、各種がん検診及び結核検診などの受診率につきましては健診の種類によって異なりますが、平均の受診率といたしましては、平成29年度が24.9%、平成30年度が24.8%、平成31年度が21.8%と近年受診率が減少傾向となっております。健診の種類によっては対象者が20歳からとなっておりますので、受診率の向上に向けては若い世代からがん検診の重要性に関する知識の普及啓発がより一層必要であると考えております。

3番目のコロナウイルス拡大の状況下での健診にどう取り組むのかについてであります。各種健診の実施につきましては、年度当初新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ実施を見合わせておりましたが、佐賀県の感染拡大防止策が徹底され感染者の封じ込めもできていることから、太良町としましても8月より集団健診を実施しております。

健診取組の基本姿勢としましては、感染症対策としての、いわゆる3密を避けるための受診環境の確保などに努めております。具体的には、集団健診では一度に多くの受診者が来場されますので、事前に体調不良や発熱者等の来場を避けてもらうための周知や、会場での体温測定、マスク着用の徹底、消毒、受診者間の距離を保つなどのできる限りの感染防止策を講じております。また、年間を通じて医療機関での施設健診も実施しております。医療機関においては徹底した感染防止策が取られておりますので、町民の皆様には積極的な受診をお願いしたいと考えているところでございます。

4番目の健診率上昇への対策についてであります。まず住民の皆様への受診勧奨としましては、健診を実施することに1年を通して繰り返し個人通知を行っております。特に特定健診につきましては、平成30年度より受診者の過去の受診行動を分析して個人の特性に応じた個人通知を行っております。また、健診会場におきましては、受診者に健康関連グッズを配布するなどして毎年継続して受診していただくよう努めております。広報活動としましては、町報及びホームページへの掲載、健診の日程や注意事項などを記載した健康カレンダーの配布、防災無線、ケーブルテレビの活用。また、各地区での活動をお願いしております保健推進員さん方には、町の健診状況などの説明を行い、地域での受診勧奨をお願いしているところでございます。なお、令和3年度からは携帯電話のSMS、ショートメールサービスを使って健診の案内を行う予定としております。ただいま今年度の健診の機会を利用して、実施に向けての個人の同意をいただいているところでございます。

以上でございます。

#### ○5番（待永るい子君）

特定健診は受診率が上昇しているが、がん検診は減少の状態が続いている状況だと思えます。行政側の取組は、現在病院での健診と回診車による集団健診の2種類が実施されております。病院での健診は住民さんが自分の都合に合わせて受けられますが、回診車の集団健診では回診車の都合に住民さんが合わせることとなります。今年の集団健診もコロナの影響で

遅れてしまい、やっと実行できたのは私たち女性にとって一番忙しいお盆数日前でした。この病院の健診を受ける人と回診車で集団健診を受ける人の割合は、どのようになっておりますか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

本町では、医療機関で実施しております施設健診と総合福祉センターしおさい館や地区の公民館などを巡回して実施しております集団健診がございます。施設健診と集団健診の受診者の割合についてでございますが、前立腺がん検診を除く平均的ながん検診受診者の割合で申しますと、施設健診が約2割、集団健診が約8割となっております。前立腺がん検診の受診者につきましては、施設と集団の割合が同率の5割程度となっております。また、特定健診につきましては、かかりつけ医などに定期的に受診されている場合は基準の検査項目を追加して実施していただくことで健診受診者としてみなすことができます。特定健診の場合も、施設、集団の割合が同率の5割となっております。

以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

それでは、病院での健診と回診車での集団健診における住民さんのメリットとデメリットはどういうものでしょうか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

医療機関で実施する施設健診のメリットといたしましては、本町では施設健診の実施機関を毎年6月から翌年の2月までの9か月間としております。町民の皆様には、御自分の予定に合わせて医療機関を選択できたり、受診日を決めていただくことができます。デメリットといたしましては、健診の種類に応じて、特に子宮がんや乳がんは町が委託した町外の専門医療機関への受診が必要となります。健診の数に応じて数日仕事などを休んでいただくこととなります。また、健診料金についても、自己負担額が集団健診より200円から800円程度高めに設定されております。

次に、集団健診のメリットでございますが、特定健診から各種がん検診まで、全ての健診を約半日で実施していただくことができます。会場もしおさい館や地区の公民館などを設定しておりますので、身近な場所で受診が可能となります。健診料金の自己負担額も、施設健診よりも安く設定しております。デメリットといたしましては、1年に10日程度と実施日数が制限されておりますので、御自分の都合に合わない場合は健診の機会を逃すこととなります。

双方共にメリット、デメリットがございますので、施設健診、集団健診のいずれかを御自分の都合に合わせて、できるだけ受診していただくことをお願いしたいと思っております。



以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

コロナウイルス拡大のときには、3密を避けるため1回の人数を少なくして回数を多くすることが求められます。多くの人を一度に安く行うという本来の考え方からは全く違います。コロナウイルス拡大状況下では、病院での健診と回診車での健診とではどちらのほうに適していると思われますか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

8月から実施しております集団健診は、町長が答弁で申しましたとおり、感染症対策として3密を避けるための受診環境の確保やその他の感染防止対策を取りながら取り組んでいるところでございます。施設健診におきましても、医療機関では日常的に患者さんを受け入れられておりますので、感染症対策に対してはしっかりと講じられていると思っております。したがって、どちらの健診体制においてもしっかりと感染防止策が取られておりますので、御自分の都合に合わせて積極的に受診していただきたいと考えております。

以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

それでは、コロナウイルス拡大により病院収入が減少していることや自分の都合で受診できることを考えると、病院での受診がウイズコロナにマッチしていると思いますが、病院には患者の方も受診されます。健診に来る人と病気があって受診される方との対応を病院側としてはどのように考えておられますか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

病院としては病気されて来られる方がいらっしゃいますので、そういった方々とは動線をきちっと別にするという配慮をしております。そういった感じで特定健診の受入れをするというのと、できれば時間帯をずらす、そういった対応もしていくことが必要ではないかと思っております。現状そこまではできてないのですが、できてない理由としては、空腹時血糖が必要であるとか、血液検査ですね、そういったものの正確なデータを取るためには時間を空けた採血というのが必要になりますので午前中の診療に重なってしまうというのは多いかと思っておりますので、その辺も今後検討する必要があるのかなとは思っております。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

いずれにしても、町民さんにとって最適な健診の取組を要望いたします。

29年12月議会で受診率が上がらないことへの対策について質問したときに、1、未受診者への通知の内容を変える、2、未受診者への通知回数を増やす、3、保健推進員さんから受

診勧奨をしてもらうとの答弁がありましたが、その後どのようになったのでしょうか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

1つ目の未受診者への通知の内容を変えるについてでございますが、がん検診の場合、初回通知を封書で行っております。未受診者につきましては、はがきで通知をすることで情報がストレートに伝わるように変更しております。また、特定健診につきましては、平成30年度から特定健診受診率向上事業として人工頭脳技術を使った分析を行い、対象者の特性に応じて受診行動を促すような勧奨通知を行っております。

2点目の未受診者への通知の回数を増やすについては、初回通知から未受診者通知までお一人3回程度となっております。今年度に関しましては、これまで区長配布でお願いしていましたが郵送に変更しております。健診の1週間から10日程度前にお手元に届くことで、より健診受診への意識が高まるよう発送のタイミングも変更しております。

3点目の保健推進員さんから受診勧奨をしてもらうについては、年度当初に保健推進員会議を開催し、本町の健診受診状況の説明や具体的な受診勧奨方法などについて学習を行っていただきます。また、健診実施時においては、事前に各地区内での受診勧奨を依頼しております。今年度は、より効果的な情報発信を行うため健康カレンダーのデザインを一新いたしました。受診勧奨用の媒体として活用していただいております。

以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

近年では、生命保険会社などの民間の会社を活用して健診の推奨をしている自治体が増えております。今後はこのような様々な推奨方法も必要かと考えますので、担当課としても検討していただきたいと思っております。

住民さんの意識を高める一つの方法として、ポイント制を用いて、ためたポイントに応じてプレゼントをするという事業があります。隣の鹿島市さんも実施しております。過去2回ほど私も提案しましたが、県内を見ながら調査研究をしていきますとの答弁でした。予防も含めての健康のためのポイント事業について、担当課としてはどのように考えておられますか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

健診受診に対する意識を高めるためのポイント制度についてでございますが、医療費が高騰し、その削減が必要とされる中で、町民の皆様がいかに健康づくりに取り組んでいただくか、またいかに健康寿命を延ばすかが課題とされております。しかし、健康や健診の重要性は認知していても、なかなか具体的に行動を起こせない方も多く見受けられます。

健康ポイント制度は、健康づくりのための活動や健康診査に対してインセンティブ、ポイ

ントの付与を設けることで健康づくりにお得で楽しく計画的に取り組んでもらう仕組みとして認識しております。議員がおっしゃるとおり、隣接の鹿島市でも平成30年度より既にこの取組が始まっていると聞き及んでおります。県内でも効果的、効率的な方法で実施する自治体があるのではないかと考えております。本町におきましても、改めてこの健康ポイント制度については検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、今年度に関しましては新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響もありまして、健診の受診者も前年の6割程度にとどまるのではないかと見込んでいるところでございます。したがって、具体的な取組については、今後感染症の終息状況を見極めた上で改めて検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○5番（待永るい子君）

コロナの終息はいつになるか、全く先が見えません。コロナ対策はコロナ対策として、健診率上昇を目指す一つの方法として、ぜひこのポイント事業を実施していただきたいと思えます。

今までは健診を推進する行政側からの取組について質問しましたが、今後は健診自体についてお尋ねいたします。

現在のがん検診は、健康増進法と厚労省からの指針に基づいた健診方法が実施されているようですが、血液検査で95%ががんかそうでないか分かる検査もあります。尿でがんを発見することもできます。国や厚労省は指示は出しても何もやってくれません。太良町の方の健康は太良町で守るしかないのです。受診者の上昇を目指すためには、町独自で予算を今まで以上にプラスしてでも、苦痛が少なく、より詳しいデータが出る健診方法がベストだと考えますが、担当課はどのように考えておられますか。

#### ○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

市町村が行う対策型のがん検診は、がん死亡率の減少を目的とし、対象となる人々が健診による利益を公平に受けられるよう、科学的根拠のあるがん検診が推奨されています。また、がん検診はメリットとともにデメリットもございます。がん検診として効果的な方法を科学的に評価した上で、有効であると分かってから公共の政策として実施することが求められています。近年、簡単で苦痛がない様々な検査方法が科学や医療の進歩で開発されていますが、その中にはがん検診として有効性の確立していない検査方法も含まれており、国が示す指針に基づかない方法は今のところ効果があるかどうかは不明とされています。したがって、担当課といたしましては、今後も国の指針に基づいたがん検診を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

29年6月議会で若年健診の乳がんと子宮がん、両方の健診の重要さを訴えました。罹患者が上昇傾向にあることを踏まえ、今後調査研究していかねばならないとの答弁だったと思います。子宮がんも近年では卵巣がんの発生率が高く、若くして子宮摘出という選択を余儀なくされる人が増えているという現状を踏まえ、子宮がんと乳がんのセット健診はどのように考えておられますか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

現在、集団健診の場合、40歳以上の方においてはセット健診でお受けいただくことができます。施設健診では子宮がんは産婦人科、乳がんは外科となりますので、それぞれに専門の医療機関へ受診していただくかねばなりません。また、20歳から39歳に発症する若年性乳がんは、健診から発見されるケースは今のところ少なく、ほとんどが御自分で触診によるものです。卵巣がん検診におきましては、健診を受けることによる過剰診断などの不利益が利益を上回る可能性があり、町が行う健診としての有効性がまだはっきりと証明されておりません。以上により、本町では乳がんの若年健診及び卵巣がん検診は実施に至っておりません。

以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

現在、乳がん検診のマンモグラフィーは、特に若い女性には痛みが強く、乳腺もがんも白く写ります。以前にも提案しましたが、これを超音波検査に変えることはできないのでしょうか。

**○健康増進課長（野田初美君）**

お答えいたします。

現在、本町の乳がん検診におきましては、集団健診、施設健診共にマンモグラフィー検査を実施しております。検査方法としてほかに超音波検査などがございますが、それぞれに検査の特徴がございます。例えば、マンモグラフィー検査の場合、触診では見つけることができない小さなしこりや乳がんの特徴の一つである微細な石灰化の発見ができるとされています。また、超音波検査の場合は、マンモグラフィー検査では診断しづらい乳腺の状態が比較的正確に把握できますが、しこりを作らない乳がんは発見しにくいと言われております。したがって、町が実施する対策型の乳がん検診といたしましては、国が示す科学的根拠に基づくガイドラインに沿ってマンモグラフィー検査を今後も実施していきたいと考えております。

以上でございます。

**○5番（待永るい子君）**

丁寧に詳しい答弁をいただきましたが、結局現状の仕組みは変えないということですね。

がん検診の受診率は、毎年減少しています。具体的に対策を考えていかないと、町民の皆さんの健康は守れないのではないかと非常に不安です。

私が今回特定健診とがん検診についての質問をしたのは、町内のある女性から健診の大切さを住民の皆さんに伝えてほしいと言われたからです。その方は、60代の女性で農家のお嫁さんとして懸命に働いてこられました。子供を育て、農業に従事し、やっと子供たちも成人したときにがんが見つかり、今も闘病生活を続けておられます。忙しいときは健診を受けられなかったりもしたが、全く受けなかったわけではなく、でも見つかったときは症状が進んで、手術をしなければならなかったそうです。日々、再発との戦いは苦しいものがあるのではないのでしょうか。私たち女性が元気でないと、毎日毎日の生活は回っていきません。全ての町民の皆さんが健康で生活できるための体制を整えていただきたい、受診率上昇を目指してより一層の努力を要望したいと思います。

今回の私の質問は、どちらも町民の皆さんの命に関わる施策についてでした。これは、様々な施策の中でも基本中の基本ではないかと考えます。防災力が強く、健康で明るいまちづくりを目指して、一つ一つの提案に対して真摯に前向きに取り組んでいただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

**○議長（坂口久信君）**

これで1番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

**○議長（坂口久信君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番通告者、竹下君、質問を許可します。

**○6番（竹下泰信君）**

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。

今回は、災害防止対策の取組状況について質問をいたします。

本町では、平成25年6月に作成された太良町ハザードマップは本年3月に防災マップに改訂されまして、風水害や地震に関する情報を提供し災害に対して事前の備えに役立たせるということに加え、町民の防災意識と隣保協同の精神を養い、高めることになっています。しかし、今回7月上旬に降り続いた豪雨によりまして、多良川や嫁川等で氾濫等が発生し、古賀、栄町地区などを中心に多くの宅地で床上浸水や床下浸水が発生したところでございます。改めて、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、道路や河川、農林水産業関係などでも多大な被害が発生している状況であります。被害の概要につきましては、先ほど町長からの報告にもありましたとおり、8月20日現在の

本町の資料によりますと、建設課の所管で約9億5,000万円、農林水産課所管で約1億9,000万円、環境水道課の所管で約1,800万円の被害となっております。被害総額で11億5,800万円ほどとなっております。また、罹災証明書につきましては、先ほどありましたように67件ということになっているところでございます。

本町では、コロナ禍で感染防止対策等の対応に追われる多忙な中で前述のとおり甚大な被害が発生しましたので、今回災害防止対策について次のとおり質問をいたします。

1点目が、今回ハザードマップから防災マップへ改訂されましたけれども、この目的と改訂内容はどうなっているのか。

2点目といたしまして、7月上旬に降り続いた豪雨で多良川と嫁川に氾濫が発生しましたが、この発生場所とその復旧予定はどうなっているのか。

3点目につきましては、防災無線を各戸別に配布したらどうかということですが、これは先ほど待永議員の質問の中でありましたので、防災無線については機種を選定等について伺いたいというふうに思っています。

4点目につきましては、今回発足した佐賀県災害派遣福祉チーム、いわゆる佐賀DCATの活動内容と本町との関わりはどうなっているのか。

5点目といたしまして、災害時における高齢者や障害者、乳幼児など、要配慮者の適切な支援体制の構築はどうなっているのか。

以上、5点について伺いたいというふうに思います。

#### ○町長（永淵孝幸君）

竹下議員の災害防止対策の取組状況についてお答えします。

1番目のハザードマップの改訂であります。平成25年度に作成したハザードマップを今回防災マップへ改訂しましたが、この目的は土砂災害危険箇所や避難所などの情報の更新であり、従来のマップサイズを拡大し、より見やすくなっております。

2番目の多良川と嫁川等の氾濫発生場所と復旧予定についてであります。多良川につきましては豊足橋下流付近と割烹ひさご横付近及び商工会上の多良橋2号の橋脚に流木等が堆積したことによる越流が発生しております。嫁川につきましては、夏坂橋付近と多良小学校運動場横付近で越流が発生しております。その復旧予定につきましては、越流した箇所の土砂及び流木等は地元住民や消防団で撤去してもらい、搬出された土砂等は町で速やかに撤去したところであります。被災護岸につきましては、県の管理河川でありますので、早急な復旧を要望していきたいと考えております。

3番目の防災無線受信機の戸別設置であります。平成29年待永議員の質問に対する答弁、また先ほどの答弁でも申し上げましたが、全戸への設置は可能であります。平成29年当時は現時点では予定はないというふうなことでしてございましたけれども、令和3年度に現防災無線の機種更新を予定しておりますので、全戸に対応できるよう先進地等も調査しながら検討

してまいります。

4番目の佐賀県災害派遣福祉チーム、佐賀DCATについてであります。これは令和2年7月8日に発足した二次被害の防止と被災地域の自立支援を目的として、災害発生時の避難所、福祉避難所等において高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を支援するチームであり、介護福祉士、社会福祉士、看護師、理学療法士等の資格を持った方がおおむね5日をめどに支援に当たられることとなっておりますが、本町での実績は現段階ではありません。

5番目の災害時における高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者の適切な支援体制の構築についてであります。今回の避難所運営については福祉施設等からの避難者について施設スタッフの帯同により支援がなされましたが、今後の災害においては避難者に応じたスクリーニングが適切に行われ、要配慮者への支援体制が確実に行われるよう、定期的な訓練が必要であると認識をいたしております。

以上でございます。

#### ○6番（竹下泰信君）

それでは、具体的内容について質問をしていきたいというふうに思います。

今回新しい防災マップについてはサイズが拡大されてより見やすくなっているとは思いますけれども、より活用しやすいために二、三、質問をいたしたいというふうに思います。

新しい防災マップにつきましては、保存版とウェブ版の2部構成となっております。ウェブ版は東部と西部に分かれておりますけれども、東部の紙面の約半分は有明海となっております。もっと右詰めにして、陸上部分を大きくしたらもっと見やすかったのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

地図でございますけれども、町内で使っております管内図の1万分の1の地図を使用している関係で、このレイアウトがベストであると判断をいたしております。

以上です。

#### ○6番（竹下泰信君）

ベストであるということでしたけれども、広げてみたら分かりますように、半分以上が斜めに海と陸のほうに分かれております。ですから、もう少し右にずれたらもっと陸上部のほうに拡大されて見やすいようになるというふうに思っておりますけれども、今後ぜひ検討をしていただきたいというふうに思っております。

ウェブで見ますと、土砂災害と津波と高潮に関するマップが掲載されております。保存版では、津波と高潮のハザードマップだけになってるんですよ。土砂災害のハザードマップについては、ウェブ版のペーパーに土砂災害の危険がある場所ということでプロットをされております。土砂災害のマップも保存版に統一して掲載したほうが見やすかったのではなから

うかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

保存版につきましては、どうしても画面が小さくなって見えづらいということで載せない判断をいたしております。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

保存版とウェブ版の両方に避難所や自主避難施設、駐在所とか消防署の施設等が掲載してあります。保存版にも掲載してありますし、ウェブ版にもそういう掲載がしてあります。これは一つでよかったんではなかろうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

それぞれで地図について判断をいたしましたけれども、やはり小さいサイズでは見づらいというそういう見方もございますので、ウェブ版のほうにも載せてるということでございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

本町の防災マップには、洪水ハザード情報と洪水に対する語句の説明は掲載されているんですけども、洪水のハザードマップについては掲載してありません。掲載されていない理由を伺いたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

洪水でございますけども、太良町には想定区域がないという従来のスタンスでありまして、国土交通省が公表した一覧表には掲載されてなかったということで、その当時は載せていないということでございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

先ほどの答弁をもう少し詳しく申しますと、国土交通省と県では洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川につきましては、その河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定されております。市町村ではこの想定区域図に洪水予報等の伝達方法あるいは避難場所等の必要な事項を記載したハザードマップを作成するという事になっておりまして、県内では本町と玄海町がその想定区域がない町になってます。したがって、洪水ハザードマップは作成されていませんけれども、今回の集中豪雨にもありましてとおり洪水ハザードマップにつきましては国土交通省が指定する、しないにもかかわらず策



定する必要があるんじゃないかならうかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

今回の豪雨災害に対する洪水想定ということで、町民にお知らせする必要があることから、財政計画を立てながら作成については検討していきたいと考えております。

○6番（竹下泰信君）

今回の集中豪雨につきましては、いろんな被害があったんですけれども、有明海の満潮と重ならなかったから不幸中の幸いであったという声をよく聞きます。やはり、河川の氾濫と満潮時が重なったときの場合を考えた洪水マップの作成が必要ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

洪水マップを作成するに当たっては、過去の事例と今回の経験を生かして集中豪雨の場合と、先ほど言いましたように有明海の満潮が重なった部分を想定した洪水マップを作成して町民に周知する必要があるということですので、ぜひその洪水ハザードマップを作成していただきたいというふうに思います。

次に、水位計の活用について伺いますけれども、先ほど待永議員の質問にもありましたけれども、今回3か所に水位計が設置されているということで、多良川と糸岐川と伊福川という回答でしたけれども、この水位計のデータは今回の7月6日の洪水の際にどのように生かされたのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

7月6日の豪雨の際の水位計のデータでございますが、警戒レベル3ということで、マニュアルに基づきまして避難準備・高齢者等避難開始という発令をする判断材料として水位計のデータを反映してございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

水位計のデータというのが役場のほうで随時見られるようになってるのか、それとも気象庁なら気象庁のほうから、国土交通省が分かりませんが、どちらからかデータとしてもらえるのか、どういうことになってるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

佐賀県のデータとして、多良川が2.15メートル、危険氾濫注意水位ということで載ってまして、その氾濫危険情報を取得しております。佐賀県のほうです。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

そのデータにつきましては県のほうからこちらに提供されると、それに基づいて判断をしていくということによろしいんですかね。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えします。

御案内のとおりでございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

そしたら、今回氾濫をした多良川のデータについては、どういうデータが出されたのか。データに基づいてある程度これくらいの水位になったらこれくらいの被害が起きるといようなことが出てるというふうに思いますけれども、それについてはいかがですかね。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

先ほど申し上げました氾濫注意水位というものがございまして、それが多良川の場合が2.15と。これを超えましたよという佐賀県の情報であります。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

それに基づいて警戒情報を流したということになるんですかね。

そしたら次に、防災マップの中に共助の要である自主防災組織の結成が促されております。この自主防災組織についてはどのような組織でどのような役割を考えているのか伺いたいというふうに思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関の活動はその機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられます。このような事態に対処するためには、自らを守る、みんなで守るという意識の下、町民自らが地域社会の中でお互いに協力して被災者の救助、救護、災害時要援護者への援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うことが重要であります。このため、行政区自治会を単位として自主防災組織の結成を促すとともに、防災関係機関との連携による訓練や防災知識の普及など自主防災組織の育成に努めることとして、この防災マップで皆さんに参加を促しているところであります。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

具体的に自主防災組織の役割、非常に災害が発生した場合には自主防災組織は必要だというふうに思ってます、そういう地域で初期行動をするときには、地域に自主防災組織の取組というのが浸透してるのか、周知されてるのかというのがなかなか疑問に思うところがあります。この辺についてはいかがですか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

今回の豪雨災害で消防団の活動として土のう積みや町民の避難誘導や土砂の撤去などを率先して行われておりまして、町民の方、地区の方から感謝をされておりますが、このことは自主防災組織の活動の位置づけとなったのではないかと感じておりまして、避難訓練とか消火訓練、あるいはそういう訓練などを消防団員等と連携及び指導役として訓練をし、繰り返すことで自主防災組織としての活動の定着につながるのではないかと考えております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

消防団につきましては今までもそれぞれ防災のときに活躍されておりますので大体イメージとして分かるんですけども、この自主防災組織としては、先ほどから言ってますようにどういう役割を果たすのかという、そういうイメージが湧かないんですよ。ですから、こういう組織で、例えばある集落ではこういう組織を考えてるとか、そういう具体的な内容を伺いたいと思いますけれども、いかがですか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

一つの集落の代表のような形なんですけど、区長さんを中心として役員の方、当然消防団員も含まれますけども、そういう方たちを結成の主として、自主防災組織ということで有事の際は皆さんで活動を行うと。それについて訓練をしながら知識と行動を重ねながら自主防災組織を育成していくと、そういう位置づけだと認識しております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

先ほどから言ってますように、自主防災組織につきましては、地域によっては重要な役割を果たしていくんだらうというふうに思います、消防団と一緒に。ですから、早急な組織の立ち上げをしていく必要があるのではなかろうかというふうに思いますので、役場のほうでもぜひこの組織の設立に向けて具体的な取組をお願いをしたいというふうに思います。

この防災マップを作成するに当たり、検討委員会もしくは編集委員会等が設置されたのかどうか伺いたいというふうに思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

編集委員会等々は設置しておりませんで、今回の防災マップの作成については、町長の答弁で申し上げましたとおり、各種情報の更新を目的として作成しているところであります。新たな内容の検討などは行っていないところでございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

やはり、こういうマップを作る際には区長さんとか民生委員の方々とか消防団等の意見、あるいは有識者、専門家の意見をこのマップに反映させるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

前回、平成25年度でございますけれども、ハザードマップを作成する折にいろんな方の意見を取り入れているという話は聞いてございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

水位計の話に戻りますけれども、嫁川には水位計が設置されていないというような話ですけれども、先ほど建設課長のほうから要望をしていくというような話でしたけれども、嫁川の設置への要望はいかがでしょうか。

**○建設課長（田崎一朗君）**

お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、嫁川の流域にも家屋が密集した箇所がございます。ほかの箇所も含めて、嫁川も要望していきたいと考えております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

ぜひお願いしたいというふうに思います。

今回越流した箇所につきましては、多良川で3か所、嫁川で2か所ということで、この5か所については土砂、流木等を速やかに撤去されたとのことですが、復旧につきましては完全に終了したと理解していいのですか、いかがでしょうか。

**○建設課長（田崎一朗君）**

お答えいたします。

今回の豪雨で発生した土砂、流木等につきましては、区長さんや地元住民の方から連絡をもらっております。そして、その他我々町が確認した箇所につきましては、町長が答弁しましたとおりに地元住民、消防団、また建設業協会に御尽力いただき撤去できているところで

あります。

確実に復旧されたと理解していかのことでございますけども、公道や公有水面は撤去ができて回復に努めたところでございますが、民家の敷地や家屋の床下等にも土砂、流木等が流入しております。この復旧につきましては民家の敷地、個人さんの所有の箇所であるということで、そこまでは復旧は回復しているということは言い難い状況でございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

被災護岸の復旧工事も急ピッチで行われているところですが、今回被災護岸の箇所がどれくらいあったのか伺いたしたいと思います。

**○建設課長（田崎一郎君）**

お答えいたします。

被災護岸につきましては、県管理河川で杵藤土木事務所から報告を受けている箇所数は多良川を含め12か所でございます。その他、太良町が管理する河川で15か所ございます。

復旧については、県管理河川につきましては今後の防災の観点からも強く要望していきたいと、町管理河川につきましては一日も早い復旧に向け努力してまいりたいと思っております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

被災護岸の復旧につきましては今後の防災にもつながるといふふうに思いますので、県の管理につきましては早急な対応を強く求めていただきたいといふふうに思います。

今回の集中豪雨で、端古賀集落と瀬戸集落を結ぶ豊足橋が現在も通行止めとなっております。最寄りの橋までも距離もありまして遠くなっています。区民の皆さんはじめ、町民も大変不便な思いをしておりますけれども、今後の復旧内容はどのようにするのか、例えば橋の幅を広げるとかそういう内容はどうなっているのか、また復旧時期はいつ頃になるのか伺いたしたいと思います。

**○建設課長（田崎一郎君）**

お答えいたします。

豊足橋につきましては、議員御案内のとおり経年劣化がひどくて、現在大変危険な状態でございます。そのため、通行止めとしておりますので、地域の皆様には大変不便をかけている状況でございます。豊足橋につきましては、以前現在の橋の少し上流側に架け替えの計画がございました。その計画のときに、土地問題から頓挫した経緯がございます。そういう経緯から、地元の要望としても現在の箇所に架け替えを希望されております。現在の場所にしましても、河川の幅員は広くて、取付け箇所にも住居があって、道路幅員も狭いという状況にございまして、難条件の箇所でございます。そういった難条件を加味して、架け替えの計

画を町長からも指示を受けております。予定としましては、来年度に調査測量設計委託を計画しております。調査測量設計の段階で、議員お尋ねの幅員とか取付け箇所とかは明らかになってくると思っております。できるだけ地元の要望に寄り添った計画となるよう進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

そしたら、来年度に調査をして、着工につきましても来年度以降ということになるわけですかね。その間、長期間に及ぶんですよね。本年度中に調査というのができて、来年度ぐらいいから着工というふうにはならないんですかね。

**○建設課長（田崎一郎君）**

お答えいたします。

計画としましては、来年度、調査測量設計を計画しております。まだ地元との調整が必要な部分とか多々ありますので、今年度はちょっと厳しいと。来年度、調査測量設計に入って、再来年度以降、工事に入るというような計画で考えていきたいと思っております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

不便を来されておりますので、より早急な早い対応をお願いをしたいというふうに思います。

次に、防災無線機の戸別設置につきましても、これにつきましても先ほど待永議員の質問に答えられまして、令和3年度に全戸に対応するということの答弁をいただきましたので、ぜひそういうことをお願いをしたいというふうに思います。

その際、受信機の機種を検討ですけれども、やはり全戸に設置するわけですから、どういう機種を選定される予定なのかお尋ねしたいというふうに思います。

**○町長（永淵孝幸君）**

お答えします。

まだ機種とかなんかは決めておりません。今から先ほど答弁しましたように先進地あたり、それと来年するわけですからほかよりもっといい機器等も出てきているかと思えます。ですから、そういった業者等とも協議をし、またうちのほうでも検討委員会等も立ち上げながら、どういった機種がベストなのかというふうなことをいろいろ検討してまいりたい。また、もし停電しても使えるような機種があるのか、そういったところも総合的に勘案しながら各家に配置できるような受信機を整備していきたいと、このように考えております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

例えばボタンを押したら119番につながるとか、そういうところもぜひ検討をしていただ

きたいというふうに思っています。

次に、佐賀県災害派遣福祉チーム、通称D C A Tについて質問をしたいというふうに思います。

先ほど答弁の中でもありましたように本年7月に発足いたしまして、8月にはチーム員と市町の関係職員を対象とした研修が行われております。この研修の目的については、チーム員として活動を行う上で必要な基礎知識を習得するということになっております。この研修会に本町としても参加されたのかどうかを伺いたいというふうに思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

防災係と保健師ということで参加をしております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

D C A Tというのは大規模な災害が発生した場合に要配慮者に福祉的支援を行うとのことですが、市町の支援要請により県のほうからこのチームが派遣されるのか、具体的活動はどうなるのか伺いたいというふうに思います。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

佐賀県災害派遣福祉チームということでございます。構成は9団体ということで、佐賀県の老人福祉施設協議会等々、それから佐賀県保育会等々の9団体が構成メンバーでございまして、チーム員ということでその職員の中から介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、あるいは介護支援専門員等々が登録をして、この中から現在のところ164名が登録されているということでございますが、加入しているそれぞれの施設から登録をした後、その活動に必要な支援について検討してチーム員への研修を行うということになってございます。市町からチームに職員を登録して災害時に派遣する制度ではございません。

なお、D C A Tの活動としては、先ほど答弁しましたとおり県内、県外において災害救助法が適用されるほどの災害が発生した場合に市町から県知事に派遣要請をして、それで県知事が必要性を判断しD C A Tチームを編成し派遣を決定するという、そういう流れでございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

そしたら、D C A Tにつきましては、いわゆる受ける側で、出す側ではないという理解でよろしいんですかね。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えします。

議員御案内のとおりでございます。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

了解いたしました。

次に、災害時における要配慮者の地域における支援体制について伺いたいというふうに思っています。

現在高齢化が進む中で、地域においては要配慮者が増加することが予想されているところでございます。要配慮者のリストにつきましては、以前質問をしたときに区長あるいは民生委員の方がお持ちだと聞きましたけれども、誰が誰をどう支援するのかというのがなかなか具体性に欠けてるのではないかというふうに思っています。その辺についてはどう対応するのかお尋ねしたいというふうに思います。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

災害時の要配慮者の支援体制の構築でございますけれども、災害における対策につきましては、まず年度初めに民生委員さんに独居の老人の方と老人のみで構成された老人の世帯などの名簿等を配付をいたしております。そういった中で、地域の中で共助体制が取れるような準備をさせていただいておるというところでございます。具体的に行政のほうからこのような支援体制を取って下さいというような地域に対してのアクションは取っていないというふうに私は認識をいたしております。総務課の防災のほうから自主防災組織の活動について支援をされているということは把握しておりますけれども、こちらのほうからはこうしてくださいということはしておりません。

ただ、災害時要援護者として登録をいたしておりますので、その登録につきましては名簿を作成しております、その中で区長さんと民生委員さんが主にその避難誘導の通報者として登録をされておられますが、実際にその方々を避難所に誘導されるというのははっきり決まっております。実際民生委員さんが自らの民生委員としての立場でピストンのようにして避難所に高齢者の方を送ってくださるというようなこともございますけれども、具体的にかっちりこうしてくれというふうな形で決まっているわけではないということでございますので、先ほど竹下議員さんがおっしゃったように、地域の中でどう対応していくのかというところをきちんと決めていかないと、こころはうまく機能しないのではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

先ほどから話があつてますように、自主防災組織を組織いたしまして、いわゆる要配慮者についての対応を図っていったらどうかというふうに思います。そうすると共助体制もしっ



かりしてくるんじゃないだろうかというふうに思いますので、ぜひその辺については今後検討の必要があるんじゃないだろうかというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

議員御案内のとおり、現在の支援体制は個人対個人というような概念となっておりますので、組織として支援体制を構築できたならば、地域社会の中でお互い協力して要配慮者に寄り添った支援ができるものと考えております。今後とも自主防災組織の結成及び育成を推進していきたいと考えております。

以上です。

**○6番（竹下泰信君）**

最後になりますけれども、9月1日は防災の日でありました。昭和37年7月、本町で発生した豪雨による災害は、忘れてはならないというふうに思います。特に亀ノ浦地区の権現山の地滑りは、凄惨を極めたと聞いております。この豪雨での死者が44名、重傷者が127名、家屋の全半壊が184戸と記録に残されています。いつ起こるか分からない災害に備えて地域や家族、そして自分の命をどう守るのか、各地の取組、被害を抑えられた事例から学ぶ必要があるんじゃないだろうかというふうに思います。そのためには万全な災害防止対策に取り組んでいくことが必要ではないかというふうに思います。ぜひそういう取組をしてもらいますよう求めまして、一般質問を終わりたいというふうに思います。

**○議長（坂口久信君）**

これで2番通告者の質問が終わりました。

3番通告者、西田君、質問を許可します。

**○2番（西田辰実君）**

許可が出ましたので、一般質問をいたしたいと思います。

災害時の避難対策並びに避難所の確保について質問をいたします。

7月6日、16時30分、佐賀県の佐賀市、武雄市、鹿島市、嬉野市の4市と白石町と太良町の2町に大雨特別警報が発令されました。今回は、コロナ対策を含めて避難所での対応等で混乱が見受けられました。特にしおさい館に避難された方は、7月6日が193名、7月7日が151名、7月8日が34名、7月9日が58名、7月10日が37名、7月11日が4名という形で、合計477名の方がしおさい館に避難されました。また、太良町の災害状況は、各地で土砂崩れが相次ぎ、避難所をしおさい館と大浦公民館に設置されました。太良町での避難所の在り方について質問をいたします。

町内の避難所の開設の基準についてどうなっているのか、町長お願いします。

2番目に、避難所情報の周知についてお願いします。

3番目に、避難所の運営についてよろしくお願いいたします。

## ○町長（永淵孝幸君）

西田議員の災害時の避難所対策及び避難所の確保についてお答えします。

1 番目の町内の避難所開設の基準についてであります。大雨警報が気象台から発令され、本町の災害対策連絡室で避難所の開設を検討し、その後警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始の発令と同時に避難所の開設を行うこととしております。今回の災害では、さらに警戒レベルが上昇し、避難勧告を発令と同時に避難所の増設を行いました。

2 番目の避難所情報の周知についてであります。防災無線による放送と太良町のホームページへの掲載のほか、Lアラート、これは公共情報commonsでありますけれども、テレビ局等のメディアを通じて避難所開設状況の情報提供を行っております。

3 番目の避難所運営についてであります。しおさい館の避難者が午後1時で5名であったものが雨脚の強くなった午後3時半頃から避難者が増え始め、大雨特別警報の発令された午後4時半頃から一気に避難所に向かわれ、午後7時には193名となっております。新型コロナウイルス感染症対策を考慮しながら受付を行ったことで混乱を招いたことなど、大災害を想定した避難所運営体制が必要であったことと、事前の準備と避難所スタッフの差配に課題を残しました。その後、避難所の課題について検討して、現在対応しているところでございます。

以上でございます。

## ○2番（西田辰実君）

避難の情報の周知についてお伺いしたいと思います。

多良地区では、しおさい館と多良中学校体育館などを設置されましたが、課題がたくさんありました。まず、自宅から避難所まであまりにも遠過ぎる。例えば、伊福、中山、喰場、郷式、片峰、中尾など、あまりにも避難所に遠過ぎる。2つ目に、多良川や嫁川、糸岐川、これを横切って避難所まで移動するというのが非常に厳しいと。実を言うと、多良中学校、多良小学校の運動場に約30センチから50センチの水がたまり、あふれているのが現状でありました。それからあと、独居老人などの避難所への移動をどうするかというのが大きな課題じゃないかなというふうに思います。

それと、防災無線が大雨、強風で聞き取りにくいと。先ほど待永議員とか竹下議員からもありましたように、家庭に放送設備を設置してはどうかということが一番大切じゃないかなと思います。そこで、令和3年度に設置するという予定があるということでありましたので、ぜひお願いしたいなと思います。それから、大雨、強風のために聞き取りにくいので、放送案内を小まめにさせていただきたいなというふうに思います。それと、最悪の場合は、避難所が遠過ぎる方々は地元の公民館を利用するのがよいのではないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

## ○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

7月6日の指定避難所以外で3部落ほどについては、取りあえず部落の公民館にということで避難をされております。

以上です。

#### ○2番（西田辰実君）

ぜひ地元の公民館を利用するのが一番いいというふうに私は思います。区長なり民生委員なり評議員などがたくさんおりますから、ぜひそちらを利用したほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。

それから、3番目の避難所運営について質問をしたいと思います。

避難所に対しては、食事、毛布、クーラー、コロナ対策などをどうするか、体育館やしおさい館でのコロナ対策やプライバシーを守るための間仕切りが全くなかったと。この間仕切りはぜひ必要ではないかというふうに思いますけど、健康増進課長、いかがでしょうか。

#### ○健康増進課長（野田初美君）

お答えいたします。

健康増進課といたしましては、具体的な感染予防の手指消毒、マスクの着用、体温測定等のそういった面での配慮をいたしました。間仕切り等に関しましては、健康増進課のほうでは準備ができかねておりますので、また改めて総務課のほうから回答をお願いできればと思っております。

以上でございます。

#### ○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

西田議員の間仕切りでございますけれども、何せ7月6日の当時では準備できてございませんでした。その反省を踏まえて、現在は購入をしておるところであります。

以上です。

#### ○2番（西田辰実君）

ぜひ間仕切りも必要だと私は思います。そのためには、段ボールやベニヤ板なども必要じゃないかなというふうに思います。

それと、人材の確保が非常に厳しかったんじゃないかなと、苦労されたんじゃないかなというふうに思います。職員だけでは非常に厳しいと。それとあと、コロナ対策に対しては太良病院からの看護師さんなり、また先生などを1人でもいいので対応していただければと思いますけど、いかがでしょうか。

#### ○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

確かに、避難所運営は今職員だけでやっておりますが、大変です。夜寝ないような形で翌

日までやって、そして翌日はまた平常業務をするというようなことで、大変職員も疲弊しているという状況にあると思います。ですから、今後は、先ほども申しましたように避難所を含めて、先ほど来、西田議員がおっしゃられた地域の公民館を利用するというような形で、町が指定したところに集中するんじゃなくて、地域の中でもう少し区長さん方とも協議をしながらそこを避難所として、災害の状況によってですけれども、避難所として設けてもらおうと。

それから、運営に当たっては、やはり消防団OB、それから自衛隊OB、そういった方が地域におられるならば、こういった方を含めて支援を受けて避難所の運営に当たっていきたいと、またもちろん民生委員さん方も含めてですけれども、あらゆる町の方々の支援を受けながら避難所運営には当たっていききたいと、このように思っております。

以上です。

#### ○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

病院のほうとしては、災害時には医師等は入院患者等の対応のために病院のほうに待機をさせていただいております。今回の10号のときも、ほぼ全員の医者が病院に待機をしておりました。あとは、けが等で患者さんが多数来られる可能性もありますので、そういった個々の避難所に派遣するまでの医師がおりませんので、まずは病院に来られる患者様の対応に全力を尽くしたいと思っております。

以上です。

#### ○2番（西田辰実君）

最後にですけれども、多良川や嫁川、糸岐川、これが今回の大雨で氾濫を招いております。また、堤防あたりも破壊された状況になっております。これをぜひ早めに工事をしていただきたいなというのと、それと実際問題、鹿島、白石、有明海の河川を見に行ったら、全てかさ上げされております。太良町はちょっと遅れているんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

今言われた3河川につきましても、佐賀県の管理河川でございます。この件につきましては、以前町長も申し上げられましたとおりに、かさ上げ等の要望も重ねて続けていきたいと思っております。

以上です。

#### ○2番（西田辰実君）

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（坂口久信君）

4番通告者、田川君、質問を許可します。

○7番（田川 浩君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をします。

今回は、2点について質問します。

1点目は、来月10月より試験運行が開始される町内のコミュニティーバスについて。2点目が、太良町旅館応援キャンペーンをはじめとする新型コロナウイルス感染拡大に伴う町独自の支援策の執行状況とその効果について質問したいと思います。

それではまず、コミュニティーバスについて質問をいたします。

来年4月のコミュニティーバスの本格運行に向けて、この10月より試験運行開始が予定されています。その内容と今後の地域公共交通政策について質問したいと思います。

1点目、試験運行の概要について。2点目、現在社会福祉協議会で運行されている福祉バスの運行予定について。3点目、タクシー券など交通弱者支援策について。4点目、町内で新型コロナウイルス感染者を確認した場合の対応について。

以上、4点、よろしく願いいたします。

○町長（永淵孝幸君）

田川議員の1点目、交通政策についてお答えします。

1番目の試験運行の概要についてであります。来年4月1日からの本格運行に向け、定時定路線のコミュニティーバスの試験運行を10月1日から来年3月31日までの半年間、12月29日から1月3日までの年末年始及び日祝日を除き、毎日運行いたします。運行路線については、多良地区4路線、大浦地区6路線の計10路線になります。運賃については、全路線共通で大人料金として200円、小学生以下のお子さんや65歳以上の高齢者等については半額の100円で乗車することができます。また、10月1日から12月28日までの約3か月間については、無料運行期間としてどなたでも無料乗車できます。

2番目の福祉バスの運行予定についてであります。しおさい館を利用される方のために運行していた福祉巡回バスは、コミュニティーバスの試験運行開始に伴って廃止することといたしております。なお、無料であった福祉巡回バスが有料のコミュニティーバスへと切り替わる関係上、そのままではコミュニティーバスの利用料としおさい館入館料が同時に必要となり、従前に比べて利用者の費用負担が増加することになりますので、この料金については調整検討中であります。

3番目のタクシーの利用券などの交通弱者支援策についてであります。来年4月1日からの本格運行に伴い、コミュニティーバス路線沿線の方については現在実施しているタクシー券の配布は行いません。沿線以外の方やバス停までの距離が離れている方については、これまでどおりタクシー券の配布を考えております。

4番目の町内で新型コロナウイルス感染者を確認した場合の対応についてであります。

状況にもよりますが、原則運転手や利用者が感染した場合を除き、コミュニティバスの運行を休止することは考えておりません。利用者の方には、御利用の際にはマスクを着用し、会話を控え目にしていただくなどの理解と協力を求めるとともに、発熱やせき等の症状がある方には利用を御遠慮いただくようお願いしていきたくと考えております。また、運行事業者においては、車内の換気対策の徹底と感染防止予防ガイドラインに基づき、感染予防対策に万全を期しながら事業に取り組んでいただくようお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○7番（田川 浩君）

それでは、コミュニティバスについての質問ですけれど、昨年の9月議会、ちょうど1年前、私はこの問題について質問しております。それから1年たちまして具体的に変わってきましたので、細かいところも質問していきたくと思っております。

これまでの経過というものをまとめておきたいと思っておりますけれど、昨年10月時点でいろいろな変更がございました、それまでのバスの路線とかですね。まず、国道を走る鹿島から県界行きまでであった生活交通路線バス、これがその終点が今里区の県界だったんですけれど、それが竹崎区のほうに変わったという点。それと、その運行経路に道越にあります環境広場の方面に行くというルートができたということ。そしてまた、多良地区では多良駅のほうに入るルートができたということ。それに伴って、昨年10月からはその支線であります中山線、また風配線、またその竹崎線が廃止になったということです。

それと同時に、タクシー券を配布するようになったと。これは、原則65歳以上で免許がない方、または免許を返納した方、かつその家族に運転者がいないという方に原則タクシー券を配布するということになっておりました。そこで、そのときの国道を走る路線バス、これについて質問しますけれど、終点が県界から竹崎になったというのは、そのときの話によりますと、どうしても一日の乗降客数というのを増やさなければいけない事情があったと。そのときは一日に15人が乗っていないと国の補助から外れてしまうということで、何とかそのラインを維持していかなければいけないということで終点を変更されたという事情があったと思っておりますけれど、これまで終点を変えられて、乗降人数の数は変化したのであるか、それはどうでしょうか。

#### ○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えをいたします。

太良線についての質問でございますけど、町内での乗降者数ということで、昨年10月一月分、それと一昨年10月の一月分の乗車人数を申し上げますと、昨年10月が312人、一昨年10月が239人の利用となっております。乗車人数で申し上げますと73人増加しており、30.5ポイントの伸び率となっておりますので、乗車人数だけで申し上げますと、十分に終点変更の効果は上がっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

乗車数が上がっているということで了解いたしました。

それで、支線の竹崎線、風配線、中山線というのは廃止されて、それにも700万円ぐらい町からの繰出金と申しますか、補助金をつけていたと思いますけれど、この国道を走る路線バスに対する町からの繰出金と申しますか、補助金というのは今幾らになってるのでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

平成31年度の決算額を申し上げますと、太良線に関わる運行業者であります祐徳自動車に対する補助金は1,051万円を支出しているところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

31年度の実績で1,051万円ということでございました。

それではまず、1点目の試験運行の内容について聞いていきたいと思っております。

まず、試験運行、来年4月からの本格運行とどこが違うのか、それと試験運行のまず目的というのは何なのか、いかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

試験運行の目的はということでございますけど、来年4月1日からの本格運行に向けた住民の皆様への事前周知、それとまた試験運行を行うことで本格運行前の課題や問題点などを整理し改善することにより、よりよい本格運行を行っていくということが目的でございます。それと、試験運行と本格運行と何が違うのかということでございますけど、運行路線、運行本数、運行時間などの基本的な運行体系に相違はなく、本格運行と同一の内容で試験運行を行う予定としております。

ただ、試験運行期間である10月1日から12月28日までの約3か月間に限り、どなたでも無料で乗車することができるということが違いでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

試験運行の目的としましては、事前周知と問題点を抽出して、それを改善していくということで理解をいたしました。それと、試験運行と本格運行はその3か月間が無料という以外はそう変わらないということで、今年いっぱい無料ということで乗ってもらうということですね。

それで、コミュニティーバスの年間の事業予算、本年度は半年、来年度からは年間というふうになるとは思いますが、これはどのようになっているのか、いかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えいたします。

本年度試験運行ということで10月1日からの半年間の予算額になりますけど、約1,300万円、それと本格運行が始まる来年度からの事業費については、今のところまだ概算ではございますが、約2,300万円程度を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

今年度は半年で約1,300万円、来年度は1年間、概算で2,300万円ということでしたけれど、先ほどの答弁の中で多良地区が4路線、大浦地区が6路線、路線の数が計10路線ということでしたけれど、1年前に聞いたときは多良が5路線で大浦が6路線だったような記憶がございます。これは変更した箇所、またその理由というのは何なのか、いかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

議員御案内のとおり、昨年時点では多良地区5路線、大浦地区6路線だったと思いますが、多良地区を4路線ということで見直しをしております。まず、路線ですけど、嘉瀬ノ坂・御手水線、こちらを減らしております。理由といたしましては、沿線の区長さんにお話をしたところ、利用者がほとんどいないから走らせなくてもいいよということで、そういう言葉がございましたので地元と調整した結果、運行をなくしたというところでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

地元と調整をした結果、そうなったということでございますね。

それと、先ほどの答弁の中で、運賃につきましては大人が200円で小学生以下また65歳以上がその半額の100円ということで、今年いっぱいは無料ということだったんですけど、JRとかバスの場合は、小学校に入学される前の幼児、乳児についてはただということがあるんですけど、その方々についてはどうなっているのでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

未就学児のお子さんについては、小学生以上の方と一緒に乗車される、例えばお母さんと未就学児が乗車されるという場合でございますけど、そういった場合は1人については無料ということで。分かりやすく申し上げますと、お母さんと未就学児2人が乗車される場合は未就学児1人分については無料、1人分については100円を頂くということでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**



この200円とか100円の運賃なんですけど、これは支払いの方法としては現金、またチケット制なのか、これはどうされる予定なんですか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

運賃の支払いについては、現金のみということでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

それと、今多良地区が4路線、大浦地区が6路線と、合計10路線を回るということだったんですけど、まずバスの台数と運行日、またその運行時間というのはどうなる予定なんですか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

バスの台数については、常時2台を回していきたいと思っております。運行日についてですけれど、多良地区の4路線、伊福・片峰線、中山線、端月・川北線、中尾線、この4路線になりますけれど、各路線とも毎週月曜日と水曜日、金曜日の週3日の運行を予定しております。大浦地区の6路線のうち広谷・多良線と広谷線、この2路線につきましては木曜日と土曜日の週2日の運行、道越・多良線と道越巡回線の2路線につきましては火曜日と木曜日の週2日の運行、残りの今里・多良線と今里線については火曜日と土曜日の週2日の運行ということになります。

運行時刻につきましては、全路線おおむね午前の便、午後の便というふうに分かれているところでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

バスの台数は2台で、多良の場合が月水金で回ると。大浦の場合が6路線を1日4路線運行ということですね、要するに。大浦のほうは火木土で、6路線で1日につき4路線運行するということだったと思いますけれど、このコミュニティーバスの運営主体、去年は私が聞いたときはまだちょっと決まっていなかったということで、できるだけ事業者任せたいということだったんですけど、それが無理なら直営という話だったんですけど、今回はどこが運営主体になるのか、いかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

運営事業者のことですけれども、鹿島市の有限会社再耕庵タクシーさんに業務委託をして運行を予定しております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行いたいと思います。

○7番（田川 浩君）

それでは、午前中に引き続き質問をしたいと思います。

先ほどコミュニティーバスの運営主体が再耕庵タクシーさんのほうに委託されるということでしたけれど、運営上の直営と委託という場合の違いは何なのか、また試算上は直営と委託では予算ですとか経費ですとかそこら辺のどのような違いがあったのか、これについてはいかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、直営での事業運営となりますと、専属の運転手の雇用や、また事故等への対応、それと運行管理や運輸支局への様々な手続など、業務内容もかなり煩雑、多岐にわたり、限られた職員数では対応が困難であると考えております。

そもそも行政には運行に対するノウハウが全くなく、利用者に対する安全面への配慮や効率的な運行管理の問題、また試算の結果では直営で運行した場合が2,300万円、委託の場合が約2,140万円と、160万円ほど最近入手した資料によりますと安くなっておりまして、業務委託という結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

手続、安全面などと、また委託したほうが経費的にも若干安くなるということだったと思いますけど、それと、運行についての具体的なことを聞きますけれど、今各地区にバスの停留所の看板が既に立ててあると思いますけれども、この乗り方ですけれど、コミュニティーバスが来たときにバス停のところで必ず乗らなければいけないのか、それともちょっと手を挙げて止まってくれるところがあるのかどうか、それについてはいかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

今回の計画では、停留所以外でも自由に乗り降りができるフリー乗降区間を設けております。しかしながら、国道207号、県道多良岳公園線の一部、及び多良駅周辺の一部については交通量の関係でフリー乗降ができない区間となっておりますので、その区間については所定のバス停で乗降をお願いするということとなります。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

今、その停留所以外にフリー乗降ができると。ただ、国道207号沿いと県道の多良岳公園線と多良駅周辺はフリーはできないということだったんですけど、大浦地区の場合、田古里から竹崎に向かうところがありますけど、あそこもフリー乗降区間でいいんでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

大浦地区については、国道以外については全てフリー乗降区間となります。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

それと、これは想定外かもしれませんが、もちろん年内は運賃は無料ということで、それは定員が14名だったと思うんですけど、だから運転手さんを除けば13名が定員になると思いますけれど、もし定員オーバーした場合についてはどのように考えていらっしゃるか、それはいかがでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御案内のとおり、今回のコミュニティーバスの運行に使用する車両は、運転手を除いて13人となります。ですので、定員オーバーとなった場合は、誠に申し訳ございませんが、御利用をお断りさせていただくこととなります。しかしながら、頻繁にそのような定員オーバーという事態が発生するようであれば、その際には改めて対応策を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

こうやって10月から試験運行が始まるわけですけど、10月から始めていつ頃までに問題点を洗い出したり抽出したり、またどういった改善をしていくのか、そこはどうでしょうか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えいたします。

無料運行を行う12月28日までの間にアンケート調査や、また利用されるお客様からの意見、要望等を直接聞き取り等を行う予定としております。したがって、問題点の抽出を来年1月中には終わらせたいと考えております。問題点等につきましては、2月中旬頃に開催を予定しております公共交通合同会議において協議いたしまして、改善に結びつけていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（田川 浩君）

1月中旬には意見、またアンケートなどを取りまとめて、2月の中旬の会議に諮るということをございました。

それと、1年前に私がこの問題を一般質問しましたときに検討をお願いしたことがございます。それは何かといいますと、本町の場合、公共施設が多良地区のほうに集中しておりますので、大浦地区に住んでる方にとっては結構距離的なものを考えても負担が大きい場合がございます。それで、大浦地区については便数を増やすということや、また既存の路線バスを利用促進するという観点から、例えば大浦地区の高齢者の方に東京都が実施しているようなシルバーパス制度のようなものを発行することができないかという質問をしました。それは、事業者さんである祐徳バスさんと運賃の値引きとかを交渉してやったらどうかと、検討してくださいということをおっしゃっていただきましたけれど、この件につきましてはどういうふうに検討されたか、いかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

昨年の9月定例会終了後に祐徳自動車さんと運賃の割引等について協議をいたしました。あいにくそのときには色よい返事をいただくことができませんでした。運賃の問題、便数などの運行に関わる問題点等については、今後の試験運行での意見や要望等を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

今後の試験運行の意見を踏まえて検討したいということをございましたけど、ぜひよろしく検討をお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の今社会福祉協議会で運行されている福祉バスの運行予定について質問したいと思います。

先ほど福祉バスのほうは廃止されるということでしたけれど、これは9月いっぱいまで廃止ということよろしいでしょうか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

**○7番（田川 浩君）**

1年前に私が聞いたときは、3月末までは運行する予定と聞いておりましたけれど、今回こうやって前倒しになったという理由は何なのか、いかがでしょうか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

昨年コミュニティーバスの導入時期に際しまして、まず心配しておったのが令和2年10月

までに果たして本当にコミュニティーバスの納品ができるかどうかという問題でございました。というのも、単なる14人乗りのワゴン車というだけではなくて、コミュニティーバスの運行に必要な内外装の改装が必要であるということから、事業者が特定されますので工場がすごく少ないというお話を聞いておりましたので、いろんな面で納期が間に合うのかなという心配がございました。そういったことがありまして、年度内令和3年3月までは福祉巡回バスは残しておいたほうがいいのかという判断があったのと、それともう一つが、利用者さんの観点からいきますと、突然福祉巡回バスがコミュニティーバスに切り替わるといことで利用者さんたちが戸惑われる可能性がひょっとしたらあるかもしれないということから、両方を併存させて段階的にコミュニティーバスのほうに移行していただいたほうが混乱しないのではないかというふうな判断で去年は考えておりました。

が、実際今年度に入りまして企画商工課のほうに問い合わせたところ、予定どおり10月には運行できるというお話がありました。そういったことから、車の納品が間に合うということでもございましたので、それが一つ。それとあと、そうなるとコミュニティーバスにもコストがかかる、それと福祉巡回バスにもコストがかかるということで、同様の事業に二重のコストをかけるというのはちょっと財政的にも考えたほうがよいということから思い切って、3月までと言っておりましたけれども、試験運行に合わせて福祉巡回バスは廃止をするといったほうがベターではないかという判断に至って、こういう結論になったものでございます。

以上でございます。

#### ○7番（田川 浩君）

了解しました。

先ほど町長答弁の中で福祉巡回バスの運賃のところ、今しおさい館を利用されている方々が入館料も要するというので、そこを利用される方々については運賃を検討ということでしたけれど、これは方向性としては、例えばコミュニティーバスに乗ってしおさい館に来られた方というのは、しおさい館の利用料が今200円ですかね、例えば福祉巡回バスを100円にするとか、またただにするとか、そういった方向性で考えていいんでしょうかね、どうでしょうか。

#### ○町民福祉課長（津岡徳康君）

お答えします。

今のところ町民福祉課と社会福祉協議会、それと企画商工課の3者できちんとまだすり合わせができておりませんが、現行のままですと、まず行くために200円かかる、それでしおさい館に入館するのにまた200円かかる、そして帰りにまた200円かかると、600円かかります。今現状では入館料だけの200円ですから、200円が600円になるということですので、これは少しよろしくないということで町長のほうからもきちんと調整しなさいという指示を受けておりますので、早急にこの辺りの調整をしていきたいというふうに思っているところ

ろでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

了解しました。

それでは、3点目のタクシー券などの交通弱者支援策はどうかということについて聞いていきたいと思えます。

まず、昨年度と今年度のタクシー券の配布の利用の実績、これについてはいかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

まず、昨年度の配布枚数と利用実績についてお答えします。

配布枚数が5,428枚に対し利用枚数が2,039枚となっており、使用率で申し上げますと37.6%という数字でありました。今年度についてであります、まだ事業期間中でありましたので直近の実績で申し上げますと、配布枚数1万3,376枚に対しまして利用枚数が3,448枚となっておりまして、使用率で申し上げますと25.8%となっております。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

分かりました。

本格運行が始まる来年4月からのタクシー券の配布の対象者は変更されまして、先ほどの答弁によりまして、コミュニティーバスの路線の沿線の方には配布はないと。しかし、路線以外や距離が離れている方については対象になるということだったと思えますけれど、具体的には多良地区、大浦地区ありますけれど、こういった地区がその対象になるのでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

来年度以降、タクシー券を配布する地区はということでございますけど、大浦地区で申し上げますと、日ノ辻区の一部、大浦地区はそこだけでございます。多良地区については、山根区、柳谷区の一部、三里区、嘉瀬ノ坂区、板ノ坂区、御手水区、風配区、以上の地区になります。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

分かりました。

その各地区が対象になるということでございましたけど、それでタクシー券は終わりました、最後の4点目、町内で新型コロナウイルス感染者を確認した場合の対応についてに行きますけれど、先ほどの町長の答弁で原則運転手また利用者が感染した場合以外は運休は考え

ていないということでございましたけれど、運転手や利用者さんがもし感染した場合ですよ、どの程度運休になる予定なのか、それについてはいかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

利用者だけの感染の場合や運転手だけの感染の場合、また利用者、運転手、双方が感染した場合など、それぞれのケースにより運休する期間は異なってくるものと考えております。最短では1日、長くなれば2週間程度、これくらいの運休が必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

もちろん感染者が出ないことが一番だと思いますけれど、そういった場合には適切な対処をお願いしたいと思っております。

今回のコミュニティーバス事業ですけれど、路線バス、また福祉巡回バス、またタクシーを含む地域の公共交通事業の再構築ということになると思います。事業費も大きいですが、これは町民の方の期待も非常に大きい事業でございます。今回の試験運行というのをしっかりとやってもらって、問題点を出してもらって、またそれを改善してもらって、町民の皆さんにとって使い勝手のいいものにしてもらいたいと思っております。

これで交通政策のコミュニティーバスについては終了したいと思えます。

それで次に、2点目に行きます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う町独自の支援策として、太良町の旅館応援キャンペーン、太良町飲食店応援キャンペーン、また太良町中小企業等事業継続支援金事業、太良町地域共通商品券給付事業などが実施されています。その内容と効果について質問をしたいと思えます。

1点目、支援策の財源内訳はどうなっているか。2点目、各支援策の実施結果及び効果についてどうなっているか。3点目、今後、秋季、冬季に新型コロナウイルス感染症が流行した場合などには支援策はどうするのか。

以上、3点についてよろしく申し上げます。

**○町長（永淵孝幸君）**

2点目の経済支援策についてお答えします。

1番目の支援策の財源内訳についてであります。太良町旅館応援キャンペーンほか、太良町独自の緊急経済対策の総額は3億6,955万9,000円で、その内訳は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億1,835万9,000円、ふるさと応援寄附金基金繰入金金を5,120万円と見込んでおります。

2番目の各支援策の実施結果及び効果についてであります。現在ほとんどの事業が継続

中であり、旅館応援キャンペーンのみ事業が完了しておりますので、その分についてのみ答弁させていただきます。

まず、利用者数については、宿泊プラン利用者が延べ5,183人、昼食プラン利用者が延べ51人、両プランの利用者総数は延べ5,234人であります。予算ベースでは、宿泊プラン等に係る補助金4,000万円に対し3,994万9,000円を執行しております。

効果については、町内旅館においては5月までの臨時休業により非常に厳しい経営状況の中で当面の運転資金を確保できたことが一番の効果であり、旅館組合の方からは、おかげさまで助かりましたという感謝の言葉をいただきました。また、御利用いただいた町民の方からは、非常によい企画だったという満足の声を多数いただいております、地元旅館のよさを認識していただく上でもまたとない機会になったのではないかと思います。

3番目の今後感染症が流行した場合の支援策についてであります。これまで数次にわたり町内の経済状況を見極めながら本町独自の支援策を実施してまいりました。予算ベースで申し上げますと、本町独自の経済対策として約3億6,900万円、特別定額給付金などの国の支援策を含めると12億円を超える予算額になります。今後の支援策については、現在のところ未定ではありますが、状況を見極めながら時期を逸することなく、効率的かつ効果的な支援策に取り組んでまいります。

以上でございます。

#### ○7番（田川 浩君）

まず、1点目の支援策の財源内訳というところに移ってまいりますけれど、今の町長答弁のほうで町独自の支援策、先ほど言いました太良町旅館応援キャンペーン、これは8,000円の補助があって、1万円のところを手出し2,000円で泊まれるというキャンペーンでした。それと、太良町飲食店応援キャンペーン、これは1人につき1,000円、500円の券が2枚給付されるということ。それで、太良町中小企業等事業継続支援金事業というのは、これは旅館に30万円、そして商業者の事業者に20万円を給付するという。そして、太良町地域共通商品券給付事業、これは18歳、高校生以下は2万円、またはそれ以上は1万5,000円の地域共通商品券を給付するという。それと、そのほかにも農業漁業者事業継続支援金ということで一律15万円給付。それと、特産品等展示販売飲食施設の休業支援金ということで、たらふく館さんのところで休業要請が出ましたので、その補填として3万円給付するという。これが町独自の支援策ということなんですけれど、全部で今答えてもらいましたけど、支援の総額が3億6,955万9,000円ということでした。その内訳が国からの地方創生臨時交付金というのが3億1,835万9,000円、それと本町のふるさと応援寄附金の基金繰入金金が5,120万円ということでした。

それで、ふるさと応援基金から繰入れをされていますけれど、前年度寄附額が大体11億円あったと思いますけれど、5,000万円ほど今年度繰入れをされていますけれど、これで本年



度末でふるさと応援寄附金の残高はどのようなふうになると見込まれますでしょうか。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

ふるさと応援寄附金の残額といったところでございますけども、先ほどの町長からの答弁、それから議員さん御案内のとおり、それぞれの事業等にも大分充当をしてきております。9月補正案の予算ベースで申し上げますと、その取崩し額、つまり事業充当とか、あと運用経費、これまで含めた額でございますけども、9億1,750万円を予定しております。本年度末の残額見込みでございますけども、13億905万2,000円を現在見込んでおります。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

本年度末で13億905万2,000円を見込まれるということでございましたけど、今回ふるさと応援寄附金の基金からの繰入れがあったということですが、今年度末になったときのふるさと応援寄附金基金からのこういった経済対策への充当可能額、どのくらい使えるものなのか、これはどう考えてらっしゃいますでしょうか。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

御存じのとおり、ふるさと応援寄附金というのは、使途指定の寄附金というふうになっております。産業の振興、地域医療、福祉、教育等々がございまして、この中で経済対策といたしまして想定される項目というのが産業の振興、それからその他、町長おまかせコースといったところが考えられます。これも予算ベースで申し上げますけども、産業の振興で3億4,000万円程度、それからその他町長おまかせコースで約3億円程度というふうになっております。これもあくまでも予算ベースといったところでございますので、本年度寄附金の予算額を10億円としております。10億円予算どおりに入ってきたときの今の予定額といったようになっております。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

了解しました。

それでは、2番目の各支援策の実施結果及び効果についてお聞きしたいと思います。

先ほど町長答弁でございました、まずは太良町旅館応援キャンペーン、これは宿泊利用者が延べ5,183人と、昼食プランが51人の利用があったということです。これは、宿泊プランについて言いますと、1万円のプランに町のほうで8,000円を補助すると。そして、利用者の方が2,000円の手出しでいいということでございました。これは大人気でございまして、早期に終了したというような一応思いがあるんですけど、今回本当に好評でございました。

初めは、これは5,000人の予算を取ってありましたので、5,000人もあるかなと思っていたんですよ。私たち議会のほうでも応援しようということで行かせてもらいましたけど、いざ蓋を開けてみたら大人気ということで早期に終了したと思いますけど、この好評の原因というのは担当課としてはどういうふうに分析されているのか、いかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

好評だった要因ということですけど、まず第一に考えられるのが、各旅館さんのサービスが非常によかったことにより口コミを含め利用が伸びたのではないかと考えております。宿泊プランにつきましては、1泊2食1万円という非常に低料金を設定していただいたにもかかわらず、非常に充実した料理内容となっており、いずれの旅館においても町民サービスを第一に頑張っていたということが要因だと考えております。また、議員御案内のとおり、町が8,000円助成ということにより大人1人当たりの利用者負担が2,000円で済んだという低料金もあって好評だったということで考えております。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

この事業につきましては、旅館さんへの意見聴取ですとか、利用者へのアンケート等は取られたんでしょうかね、いかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

アンケートの実施についてですけど、今回の件については緊急事態ということもあり時間的制約もございましたので、アンケート調査のほうは実施できておりません。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

またこういう機会がございましたら、そういったアンケート等々を取ってもらえることも一つの方法なのかなと考えております。

それで、太良町の中小企業等事業継続支援金事業、これは旅館のほうに30万円、あと事業者のほうに20万円ということで給付されましたけれど、この予算の件数に対して申請は何件あったのか、またその内訳はどうだったのか、それはいかがでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

中小企業等事業継続支援金の申請状況でございますけど、予算額に対する現在までの申請実績を申し上げますと、まず1件当たり30万円をお支払いいたしました旅館事業者の方につきましては、9件分の予算措置に対しまして9件全ての申請が終了し、計270万円を支給しております。また、1件当たり20万円を支給いたします旅館事業者以外の事業者の方について

ては、360件分の予算措置に対しまして340件の申請があり、計6,800万円を支給しております。旅館事業者さんその他の事業者の方を合わせますと、全体では349件の申請に対し7,070万円の支給を完了しているところでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

それでは、太良町の地域共通商品券給付事業について聞きますけれど、今回まだこの事業は今やっておられると思いますけれど、今回取扱店を絞られましたよね。町内に本店またはその本社がある事業者ということですけど、今回その絞られた理由というのは何なんでしょうか。

**○企画商工課長（西村芳幸君）**

お答えします。

取扱店を絞った理由はということでございますけど、今回の商品券給付事業の第一の目的は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている町内小規模事業者や個人事業主の救済、支援であります。そのため、利用者の立場ではなく町内事業者の皆さんの立場を第一に考え一部取扱店を除外させていただいたということでもありますので、このことについては御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

分かりました。

それでは、最後の3点目の今後秋季、冬季に新型コロナウイルス感染症が流行した場合などに支援策はどうするかという点ですけれど、先ほど答弁のところ町内の経済状況を見極めながら独自の支援策を実施していくとの答弁がございましたけれど、支援策を発動させるタイミングとしてですけれど、例えば再び国から緊急事態宣言が発出されたときであるとか、それとはまた関係なく町内の状況を見て行う場合とかいろいろ考えられると思いますが、町長としてはどういうふうに行うと考えていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

**○町長（永淵孝幸君）**

お答えいたします。

議員御案内のとおり、国及び県あたりが緊急事態宣言などを発出した時点がベストなタイミングかとは思っております。しかしながら、町内の経済状況等をいろいろ勘案しながら、そして町民の方、またほか関係団体等の意見を十分聞いて、国、県などの支援策も考慮しながらベストなタイミングで、また財政状況等も考慮して必要な支援策は講じていきたいと、このように考えております。

以上です。

**○7番（田川 浩君）**

ありがとうございます。

今回のコロナウイルスの流行は、我々の生活に対しまして過去例を見ないほどの影響を与えております。これからも町の情勢、財政状況と相談をしながら適切な対応をお願いし、私の一般質問を終わります。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

これで4番通告者の質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

**午後1時40分 散会**

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 一 生

署名議員 西 田 辰 実

署名議員 松 崎 近